

(補足説明)

実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等をする行為

ゲット証券株式会社については、代表取締役社長が、被告人の株価引上げの意図を知りながら、被告人によるキャッツ株式に係る全ての注文（相場操縦認定期間（平成13年6月4日から同年7月18日）以外の取引を含む。）について、部下に指示し、取引を受託、執行させたというものである。

当該社長の指示を受けた取締役営業第一部長は平成13年9月28日から同14年5月15日の間、営業第一部次長は同13年6月5日から同14年6月19日の間、営業部長は同14年6月27日から同年10月28日の間、それぞれ被告人が高指値注文の連続発注による買付け等の方法により、キャッツ株式の株価の引上げを意図していることを知りながら、売買注文を受託、執行している。

(取引事例)

平成13年6月5日（14：48 直近約定価格3,530円）

14：48以降、6回にわたり高指値注文を連続して発注し、株価を3,600円まで引き上げ、終値（14：57）を形成している。同時刻以降の市場シェア98%。

平成13年7月18日（13：22 直近約定価格3,730円）

13：22以降、11回にわたり高指値注文を連続して発注し、株価を3,940円まで引き上げ、終値（14：57）を形成している。同時刻以降の市場シェア96%。

丸三証券株式会社については、投資営業部歩合外務員が、平成13年6月8日から同年7月10日の間、被告人が高指値注文による買付け等の方法により、キャッツ株式の株価の引上げを意図していることを知りながら、売買注文を受託、執行している。

(取引事例)

平成13年6月11日(9:32 直近約定価格3,650円)

9:32から10:34の間、10回にわたり高指値注文を発注し、株価を3,740円まで引き上げている。この間の市場シェア25%。

同月13日(9:32 直近約定価格3,880円)

9:32から10:07の間、6回にわたり高指値注文を発注し、株価を3,950円まで引き上げている。この間の市場シェア19%。